

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食費収納事務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0806-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
2-1-4 学校給食費の公会計化

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童生徒保護者、教職員等
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	児童・生徒保護者及び教職員等からの給食費の収納を行う。学校給食を提供する。	
手段	給食費納入に係る書類及びデータ作成 納入データの消込 過誤納金の還付 未納者に対する督促、納付指導、臨戸徴収	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	調定件数(システム管理分)	件	16,269	22844				
	納入件数(システム管理分)	件	16229	22844				
	督促件数	件	492	587				
成果指標	収納率	%	目標値	99	99	99	99	99
			実績値	99.77	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	学校給食法第11条第2項に基づき、学校給食提供のために実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	現在のところ、督促、納付指導、臨戸訪問及び徴収の実施により、調定額のすべてが納入されている。
事務事業内容の「効率性」	B	一部児童生徒の給食の現物給付を開始したことにより、未納防止に一定の効果があるが、意図的に納付を遅らせるものが増加した場合、対応が追い付かず、効率が悪くなる可能性が高い。
実施に係る「緊急性」	A	学校給食を児童生徒に提供するために必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

他の自治体より収納率が良い。

課題 (若しくは「問題」等)

未納者が増加した場合、調理場職員のみで対応できなくなる可能性がある。就学援助及び児童手当からの徴収の事務処理方針を担当間で決めているが、規定しているものがない。
--

改善改革(案)

未納額が大きくなる前に納付指導を行い、支払いを促す。必要に応じて、就学援助認定申請や児童手当からの徴収を勧める。徴収を外部に委託することについて、滞納状況を見て検討する必要がある。事務処理についての規定を担当課間で作成する。
--

管理No.	0806-000	名称	学校給食費収納事務	予算額 (参考)	100千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 児童生徒等へ学校給食を提供するため、学校給食法第11条第2項に基づき、学校給食を提供する経費のうち、賄材料費を児童生徒保護者等から収納する。

○業務内容
 給食費通知書類及び納付書の作成及び発送
 給食費収納状況の把握並びに管理(消込)
 給食費未納世帯への督促及び納付指導の実施(随時)
 児童・生徒保護者及び教職員情報の把握(随時)
 過誤納金の還付(随時)

○現在の状況
 過年度分学校給食費は完納となっている。

○所感
 児童生徒保護者等からの理解もあり、過年度分まではすべて納付いただいている。
 今後未納世帯が増加する可能性もあることから、児童手当からの徴収をできるように調整する。

関係する根拠法令等	学校給食法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場厨房機器保守点検事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0809-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
維持

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	厨房機器業者
	受益者	調理員、児童生徒、教職員等
意図	学校給食共同調理場の厨房機器保守点検の実施	
手段	保守契約に係る事務手続き 厨房機器点検の実施 異常発生時の保守対応	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	厨房機器に起因する異物混入や備品の故障による給食停止を防いでいる。
事務事業内容の「効率性」	B	長期継続契約を締結し、関連業務を統合したことにより、事前に日程調整がしやすくなり、点検業務を円滑に実施できている。
実施に係る「緊急性」	B	機器に異常がある際は、給食調理に支障をきたす可能性が高いため、優先的実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	点検回数	4	4			
	回					
成果指標	厨房機器に起因する異物混入、給食停止回数	回	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

実施するごとに契約をしているため、事務手続きが多い。

改善改革(案)

厨房機器点検業務並びに蒸煮冷却機性能検査業務契約を統合し、かつ長期継続契約とすることで、町及び委託業者の事務手続きの軽減を図る。

管理No.	0809-000	名称	共同調理場厨房機器保守点検事業	予算額 (参考)	876千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 安心安全な学校給食を安定的に提供するため、学校給食法第11条第1項に基づき、厨房機器の保守点検を実施する。

○業務内容
 保守点検機器(冬季実施分は※、秋季春季実施分は☆)
 IHフライヤー 2台、電気回転釜 8台、蒸煮冷却機 2台(冬季に性能検査実施)、IH立体炊飯器 6台※、器具消毒保管庫 4台、食缶消毒保管庫 6台
 コンテナ消毒保管庫 7台、器具洗浄機 1台※、食缶下洗い機 1台※、食缶洗浄機 1台※、米サイロ 1台※、分量機 1台※
 洗米浸漬充填システム 1台※☆、スライサー 2台※、ミキサー 1台、NASA制御版システム 1台、スチームコンベクションオープン 3台
 Eークリーン(次亜水生成装置) 1台

○点検内容
 熱機器 バーナー清掃点検・コンベア・モーター・スイッチ・バルブ点検
 消毒洗浄機器 配管・バルブ等点検、コンベア・モーター・スイッチボックス等点検
 調理機器 モーター・Vベルト・チェーン・オイル等点検、計量器具等の調整点検
 洗米機器 点検及び清掃
 その他機器 その機器に必要な点検
 ※各機器において、ネジ、ボルト・ナット等のゆるみを確認し、必要に応じて増し締めを行う。

○現在の状況
 年間4回の保守点検を実施している。

○所感
 厨房機器の保守点検を実施することにより、安心安全な学校給食を安定して提供できている。
 機器の故障状況等を踏まえ、保守内容や実施回数を変更を検討したい。

関係する根拠法令等	学校給食法	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	-------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場等厨房機器更新事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0810-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	厨房機器業者
	受益者	調理員、児童生徒、教職員等
意図	共同調理場及び各小中学校洗浄室の厨房機器の備品更新を行う。	
手段	更新を行う必要がある備品を確認し、優先順位を決める。 必要な予算要求を行う。 入札又は見積合わせで納入業者を選定する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	C	スチームコンベクションオープン1台を更新し、主菜の提供停止の可能性が低くなった。
事務事業内容の「効率性」	B	当初のスチームコンベクションオープンと操作方法が違うため、多少の手間はあるものの、機械の性能は向上した。
実施に係る「緊急性」	A	異物混入や備品の故障による給食提供に支障をきたす可能性が高くなっているため、早期に実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	備品更新数		1			
成果指標	厨房機器の故障による学校給食停止回数	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

調理場設備(厨房機器・照明など)の経年劣化が顕著

課題 (若しくは「問題」等)

経年劣化により、修繕できない厨房機器等が増えている。 突然の故障により、使用不能になる可能性がある。

改善改革(案)

財政担当と更新予算の配当について協議し、早期の更新を行う。

管理No.	0810-000	名称	共同調理場等厨房機器更新事業	予算額 (参考)	5,041千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	----------------	-------------	---------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 安定した学校給食を提供するため、学校給食法第11条第1項に基づき、経年劣化した厨房機器の更新を行うため。

○業務内容
 更新する厨房機器の選定
 厨房機器の更新に伴う見積合わせ・入札などの事務

○現在状況
 令和2年度 予算が配当されなかったため、厨房機器更新の実績なし
 令和3年度 スチームコンベクションオープン 1台

○所感
 一部厨房機器は更新が行われ、安定した給食を提供することができている。
 依然として調理場設立当初からの厨房機器があることから、財政部門と協議して予算を確保し、それらの厨房機器を計画的に更新していきたいと考えている。

関係する根拠法令等	学校給食法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場電気設備保安管理に関する事務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0811-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理員、児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	共同調理場及び不働小学校の電気設備及び発電設備の保安管理を行うことで、安心安全な給食を安定的に供給するため。	
手段	業務委託契約の締結。 委託業者による電気工作物保安管理の実施	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	電気点検実施回数	6	6			
成果指標	電気設備異常発生回数	目標値				
		実績値		1		
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	C	電気設備の経年劣化に起因する不具合が1回発生した。
事務事業内容の「効率性」	A	長期継続契約を締結し、事務及び業務が効率的に実施されている。
実施に係る「緊急性」	A	保安管理業務を常に実施することにより、設備の劣化や異常を早期に察知し、未然に防ぐことができる。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

調理場設置当初からの電気設備の耐用年数が近づいている。 電気タイマー等部品の劣化による動作不良が生じている。

改善改革(案)

予算当局との調整を図りつつ、計画的に更新する。

管理No.	0811-000	名称	共同調理場電気設備保安管理に関する事務	予算額 (参考)	689千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	---------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 オール電化設備である調理場を稼働し、安心安全な給食を提供するため、電気設備の保安管理を行う。

○業務内容
 2か月に1回の電気設備点検
 6か月に1回の発電設備点検
 年1回の年次点検
 必要に応じて臨時点検

○現在の状況
 令和3年度 電気タイマー接触不良によるポンプ停止 1件

○所感
 計画に基づき適切に電気設備保安管理を実施しているが、電気設備の経年劣化は機器更新をして防ぐほかないため、財政部門と協議しつつ、機器及び部品更新を検討したい。

関係する根拠法令等	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第2項	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------------------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					アレルギー対応関係事務	学校給食共同調理場	-	本木
管理No.				0812-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童・生徒、保護者等
	受益者	教職員等
意図	食物アレルギーをもつ児童・生徒に配慮し、安全な給食を提供する。	
手段	全児童・生徒のアレルギー調査 アレルギー対応者の保護者との個別面談 毎月の個別献立表のやり取り	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	アレルギー対応児童生徒数	人	27	28		
	アレルギー面談	回	27	26		
	個別献立表のやりとり	回	12	12		
成果指標	アレルギー事故件数	件	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	県から派遣された栄養教諭が中心となって、献立作成や、個別献立表の配布等、アレルギー対応に係る事務を行っている。
成果に対する「有効性」	A	保護者や学校、調理員と個別対応の確認を綿密に行うことで、誤配食等の事故を未然に防ぎ、安全な給食を提供することができた。
事務事業内容の「効率性」	A	栄養教諭が中心となってアレルギー対応に係る事務作業に取り組み、円滑に業務が行われた。
実施に係る「緊急性」	A	食物アレルギー疾患を有する児童・生徒に対し、継続的に安全に配慮した給食提供をするため、前年度の1～3月までに保護者との個別面談を実施した。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

栄養教諭2名が中心となって、アレルギー対応に取り組んでいるが、個別献立の作成や保護者・学校との面談等の業務は専門性が高く、煩雑なことが多いため、他の業務よりも時間をかけて慎重に行わなくてはならない。

改善改革(案)

栄養教諭の負担を軽減し、他の業務も並行して行えるよう、加配を県教委に要望する。

管理No.	0812-000	名称	アレルギー対応関係事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-------------	-------------	-----	------	----------	-----	-------------

① 主旨説明

矢巾町では、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒に対し、アレルギー疾患対策基本法第一章第九条(学校等の設置者等の責務)に基づいて定めた、矢巾町学校給食共同調理場における食物アレルギー対応の基本指針に沿って(卵・乳・えび・かに・そば・落花生の食物アレルギー疾患を有する児童・生徒を対象に)、個別対応を行っている。対応については、県から派遣されている栄養教諭二名が中心となって実施している。

② 個別対応の内容

- ・給食を提供している児童・生徒の保護者を対象とした食物アレルギー調査
- ・食物アレルギー調査のとりまとめ
- ・食物アレルギー疾患を有する児童・生徒の保護者との面談やそれに伴う日程調整、書類作成、学校担当者との連絡・協議
- ・個別対応を希望する児童・生徒の保護者と、その児童・生徒が所属する小中学校との個別献立表のやり取り(個別献立表の配布・対応希望の確認を毎月1回×12ヶ月)
- ・個別対応が必要な献立の場合、調理員への除去食又は代替食調理指示、その調理に配慮した調理工程・動線の指示、及び指示通りの調理・配食が行われているかの確認

③ 現在の状況

- ・令和4年度の個別対応に関する保護者面談の回数
 徳田小学校:0回
 煙山小学校:13回
 不動小学校:2回
 矢巾東小学校:8回
 矢巾中学校:0回
 矢巾北中学校:3回

④ 実施後の感想

- ・毎年実施する食物アレルギー調査は、調査内容を栄養教諭が各学校担当者に提案した後、調査のとりまとめ・報告を学校担当者に委嘱し、報告後の対応について栄養教諭が検討しているが、お互いに作成する書類が多く、特に児童生徒の人数が多い学校では大変そうだと感じている。作業軽減のために、ICTを活用できないか検討したい。
- ・現在、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒に配慮し、コンタミネーション(微量混入)を記載した献立表を作成しているが、が、本来はコンタミネーションにも反応する程度の重篤な疾患を有する場合は、普通給食を提供する対象ではないため、来年度から欄を廃止することを検討したい。
- ・各学校との連絡・協議は学校担当者で行っているが、実際に学級で配食している様子の詳細まで把握できていないため、安全な給食提供のためにも担当者だけでなく、管理職や学級担任等に広く食物アレルギー疾患について知ってもらう必要があると感じている。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場等グリストラップ保守点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0813-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、調理員
意図	共同調理場・町内小中学校グリストラップの清掃及び汚泥処理並びに水質検査(調理場のみ)を行い、衛生的な環境の維持及び排水の安全性を確保する。	
手段	業務委託契約の締結。 委託業者によるグリストラップの汚泥処理及び清掃水質検査の実施	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	定期点検回数(調理場)	回	19	19		
	定期点検回数(各学校)	回	-	-		
成果指標	生物化学的酸素要求量(BOD)基準超過回数	回	目標値			
			実績値			
	浮遊物質(SS)基準超過回数	回	目標値			
			実績値			
	グリストラップに起因する苦情件数	件	目標値			
			実績値			

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	水質検査の結果が下水道法による排出基準値以下である。
事務事業内容の「効率性」	B	保守点検の結果、グリストラップからの排水が下水道法の基準以下であり、適切に業務が実施されている。 長期継続契約を締結し、事務手続きが効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	D	定期的の実施していく必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

給食に関する学校の配膳室等は、調理場で保守管理を行ってほしい。

課題 (若しくは「問題」等)

町内小中学校の給食室及び洗浄室のグリストラップ清掃を実施していなかった。

改善改革(案)

令和4年度から町内小中学校のグリストラップ清掃を実施する。

管理No.	0813-000	名称	共同調理場等グリストラップ保守点検業務	予算額 (参考)	598千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	---------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 グリストラップ清掃を行うことで施設の衛生環境の維持し、安心安全な給食を提供を行う。

○業務内容
 定期点検は、7月・8月・12月・1月・3月は毎月1回、それ以外の月は毎月2回
 汚泥運搬、汚泥処理はそれぞれ1回当り1m³
 水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)及び浮遊物質(SS)とし、
 7月・8月・12月・1月・3月は毎月1回、それ以外の月は毎月2回とし、定期点検ごとに実施。

○現在の状況R3
 共同調理場 年19回実施
 各学校 未実施

○所感
 調理場のグリストラップは年19回の保守管理実施により、下水道法の排出基準内であり、今後も維持していきたい。
 各学校については、未実施の状態であったことから、令和4年度から年1回実施することとしたい。

関係する根拠法令等	下水道法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場ダムウェーター保守点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0814-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	共同調理場従事者
意図	学校給食共同調理場リフト(ダムウェーター)の保守・点検の実施	
手段	業務委託契約の締結 委託業者によるリフト点検の実施 建築基準法に基づいた報告	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	点検回数	6	6			
成果指標	ダムウェーター異常発生数	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	ダムウェーターの異常は発生していない。
事務事業内容の「効率性」	B	ダムウェーター各部分が漏れなく点検されている。
実施に係る「緊急性」	A	建築基準法第12条第1項に基づいた検査報告が必要であることから、定期的実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していないが、おおよそ25年を目途に更新が必要

改善改革(案)

令和13年頃に更新することを検討したい。

管理No.	0814-000	名称	共同調理場ダムウェーター保守点検業務	予算額 (参考)	52千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------------------	-------------	------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
調理場従事者が会議室で給食を喫食するにあたり食缶の昇降に使用するダムウェーター(小荷物専用昇降機)を安全に使用するため、法定検査等を行う。

○業務内容
年6回実施(奇数月)
機械・電動機・制御機器等の注油、清掃、各部軸受及び導軌条の注油並びに調整
建築基準法第12条第1項に基づく定期報告(年1回)

○現在の状況
特段、ダムウェーターの異常は発生していない。

○所感
使用頻度が1日数回であることから、少なくとも設置から25年まで使用できるように保守管理を実施していきたい。

関係する根拠法令等	建築基準法第12条第1項	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場ネズミ・昆虫駆除業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0815-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町
	受益者	児童生徒、教職員等
意図	学校給食共同調理場内外のネズミや昆虫等の防除並びに駆除の実施	
手段	業務委託契約の締結。 委託業者による昆虫及びネズミ防除・駆除実施。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	ネズミ・昆虫防除作業回数	回	12	12		
成果指標	ゴキブリ及びネズミ確認数	匹	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	防除及びモニタリングによりゴキブリやネズミなどが確認されおらず、飛翔性昆虫も少ない状況である。
事務事業内容の「効率性」	B	駆除及び防除作業が計画的に実施されている。
実施に係る「緊急性」	A	安心安全な給食を提供するため、定期的実施していく必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

給食提供日の都合で、防除が実施できない場合がある。
ネズミ・昆虫駆除業務を受託できる業者が少ない。

改善改革(案)

事前に調理場稼働日を情報共有し、極力作業を実施できるように調整を図る。
業務を委託できる業務をリサーチする。

管理No.	0815-000	名称	共同調理場ネズミ・昆虫駆除業務	予算額 (参考)	173千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 児童生徒等へ安心安全な給食を提供するため、有害なネズミや昆虫類の駆除及び防除を行う。

○業務内容

- 1 ハエ・蚊等飛翔性昆虫防除対策
 スーパークリーンエコライン(光学自動吸引装置・1台)により、4月から3月まで毎月1回の管理、点検を行う。
 管理、点検はクリーンエコラインチェックシートに沿って行う。(捕獲及び数値管理、保守点検等)
- 2 歩行移動性昆虫防除対策(主にゴキブリ)
 生息調査(モニタリング) 毎月1回トラップ及び目視にて行う。(調査ポイントは10ポイント)
 防除作業 8月、12月、3月の年3回、技術員を派遣して行う。
 使用薬剤 フェントリン炭酸ガス気化剤
 施行方法 特殊噴霧器による噴霧処理
- 3 ネズミ防除作業
 生息調査(モニタリング) 毎月1回トラップ及び目視にて行う。(調査ポイントは6ポイント)
 防除作業 7月及び3月の年2回、技術員を派遣して行う。
 使用薬剤 クマリン系殺鼠剤 他一式
 施行方法 薬剤の配置及び粘着トラップの配置
- 4 不快害虫防除及び駆除
 主にダンゴムシが建物内に侵入しないよう、防除及び駆除する。
- 5 生息調査報告書は毎月提出

○現在の状況
 若干の飛翔性昆虫のみが確認されている。

○所感
 駆除及び防除の実施により衛生的な調理場環境を維持できている。
 引き続き衛生環境の維持に努めたい。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場電気温水器給水ポンプ保守点検業 務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0816-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
維持

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理場従事者、児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	学校給食共同調理場の電気温水器給水ポンプ保守点検の実施	
手段	業務委託契約の締結 委託業者による点検の実施 異常発生時の修理対応	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	ポンプ設備点検実施回数	回	1	1		
成果指標	給水ポンプ異常発生回数	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	
事務事業内容の「効率性」	A	長期継続契約を締結し、事務を効率的に実施している。
実施に係る「緊急性」	B	ポンプ設備に異常がある際は、給食調理に支障をきたすため、優先的実施する必要がある。

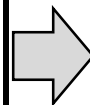


住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)



課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していない。



改善改革(案)

管理No.	0816-000	名称	共同調理場電気温水器給水ポンプ保守点検業務	予算額 (参考)	88千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
<p>○趣旨(目的) 食材の下処理や器具等の洗浄を行い、安心安全な給食を提供するため。</p> <p>○業務内容 加圧給水ポンプユニット 2基 点検内容 1 動作状況の確認 2 故障履歴の確認 以上の内容を年1回実施</p> <p>○現在の状況 給水ポンプの異常は発生していない。</p> <p>○所感 引き続き保守を行い、運用に支障が出ないように努める。 経年劣化が進むことから、情報収集をしながら、必要な時期に更新することも検討する。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場等施設及び調理機器修繕事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0817-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
9 公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジ

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	設備業者、厨房機器業者
	受益者	調理員、児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	共同調理場等施設及び調理機器の修繕を実施し、安心安全な給食を提供提供できるようにする。	
手段	調理員による、日常的な施設及び厨房機器点検 各業者による破損・故障発生時の修繕 施設設備の修繕(更新)工事の実施	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	B	厨房機器に起因する異物混入や備品の故障による給食停止を防いでいる。
事務事業内容の「効率性」	B	事務手続き、学校及び業者との連絡調整を行い、効率的に修繕を実施できているが、予算の都合、全ての修繕を実施できていない。
実施に係る「緊急性」	A	給食提供に支障をきたすことのないように対応する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	共同調理場等施設及び調理機器修繕実施件数	14	10			
成果指標	厨房機器及び施設に起因する給食停止回数	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

財政担当と協議して修繕費用を確保し、修繕を実施したり、延命措置を講じる。空調設備は、劣化が著しい1系統を令和4年度に更新する。

課題 (若しくは「問題」等)

調理場建屋の劣化の激しい箇所(外壁、防水シート)は、破損による汚れや雨漏りが発生している。
空調設備の蓄熱槽の劣化が激しいため水漏れが発生しており、節電に係る本来の機能を発揮できていない。また、これに起因するエラーも発生している。
厨房機器の中で、調理場稼働当初から使用している機器の老朽化が進み、故障が発生した際に修理ができなくなっている機器もある。

管理No.	0817-000	名称	共同調理場等施設及び調理機器修繕事業	予算額 (参考)	1,804千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------------------	-------------	---------	------	----------	-----	-------------

<p>○趣旨(目的) 安心安全な学校給食を安定的に提供するため、学校給食法第11条第1項に基づき、厨房機器の保守点検を実施する。</p> <p>○業務内容 調理場等施設及び厨房機器の修繕実施に係る事務 修繕実施の優先順位の検討</p> <p>○現在の状況 令和2年度実施分 共同調理場会議室兼見学室系統空量設備修繕 蒸煮冷却機蒸気発生装置修繕 炊飯釜テフロンコーティング加工・取手修繕 消毒保管庫部品取替修繕 蒸煮冷却機部品取替修繕 煙山小学校給食室流し水漏れ修繕 下処理室給水給湯配管修繕</p> <p>令和3年度実施分 炊飯釜テフロン再加工 洗米器修理 ドラム洗濯機修理 蒸煮冷却機蒸気発生装置修繕 2回 食缶下洗い機修繕 除雪機修理 2回 スチームコンベクションオープン軟水器修繕 スライサー下コンベア修理</p> <p>○所感 学校給食の提供に必須である機器は修繕により稼働できる状況であるが、修繕又は更新が必要な施設設備が多くなっている。 施設設備の修繕には多額の費用を要することから、財政部門と協議しつつ、計画的に修繕又は更新を実施していきたい。</p>										
関係する根拠法令等						学校給食法		災害時優先度		発災から25時間から72時間までに業務再開が必要
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場等業務用冷蔵庫冷凍庫簡易点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0818-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町
	受益者	調理場従事者、児童生徒、教職員等
意図	学校給食共同調理場及び各小中学校の冷蔵庫及び冷凍庫の簡易点検の実施	
手段	業務委託契約の締結。 委託業者による調理場冷蔵庫及び冷凍庫、各学校牛乳保冷庫の点検の実施。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	点検回数	回	4	4		
	点検台数	台	23	23		
成果指標	冷蔵庫及び冷凍庫故障発生回数	回	目標値			
		実績値	1			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	C	定期的な点検により冷蔵及び冷凍がほぼ問題なく行われているが、経年劣化により突然故障することがあるため、点検では防ぐことが難しい部分もある。
事務事業内容の「効率性」	B	事務手続き、学校及び業者との連絡調整を効率的に実施できている。 長期継続契約を締結し、事務が効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	A	フロン排出抑制法に基づき3カ月に1回実施していく必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

改善改革(案)

予算が確保できた場合には、冷蔵庫の更新を行うことで、抜本的に解決したい。

課題 (若しくは「問題」等)

経年劣化している冷蔵庫を点検したとしても、故障を未然に防ぐことが難しい。

管理No.	0818-000	名称	共同調理場等業務用冷蔵庫冷凍庫簡易点検業務	予算額 (参考)	330千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
<p>○趣旨(目的) フロン排出抑制法に基づき、3カ月に1回の点検を実施することと併せ、異常を早期に発見する。</p> <p>○業務内容 共同調理場 冷蔵庫及び冷凍庫 14台 徳田小・不動小・矢巾東小・矢巾中 1台、矢巾北中 2台、煙山小 3台 合計 23台 点検内容 温度、フィルター、着霜、油にじみ、異音・振動、その他異常 以上の内容を年4回実施する。</p> <p>○現在の状況</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		特に考慮する必要はない	
フロン排出抑制法								概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食共同調理場放射線測定業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0819-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
縮小

事務事業の方向性
縮小

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者、調理場職員
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	児童・生徒に安全な給食を提供するため、学校給食の放射線測定を実施する。	
手段	調理場設置の放射能測定器を用いて測定 年1回の測定器の補正	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	検査回数	197	197			
	回					
成果指標	放射能濃度基準越え回数	回	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	D	給食の安全安心のために実施しているが、法的な定めは特にない。
成果に対する「有効性」	B	放射能濃度が基準を超えることは無く、安心安全の給食提供につながったと考えられる。
事務事業内容の「効率性」	E	毎日の検査機器やサンプルの準備に手間や時間を要することや、検査結果が保護者の安心安全につながっているかが不明であるため、効率性に関して疑問が残る。
実施に係る「緊急性」	C	法的根拠は特にないため、優先順位としては低いと考えられる。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

放射能測定を継続する必要があるのか。

課題 (若しくは「問題」等)

維持管理費に対する費用対効果に見合わない内容に見受けられる。

改善改革(案)

基準越えとなった例はない事から、近隣自治体の状況を踏まえ、検査回数を週一回のサンプリング検査とすることなど検討する。 交付金がなくなり、必要性が低いと判断されるのであれば、測定をやめることも考えられる。
--

管理No.	0819-000	名称	学校給食共同調理場放射線測定業務	予算額 (参考)	351千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 児童・生徒に安全な給食を提供するため、毎食分学校給食の放射線測定を実施する

○業務内容
 児童・生徒に提供している学校給食(年間約190食分)の食材及び町内生産者の給食に使用する農産物の放射線検査を実施し、年1回の放射線測定器更正を実施している。
 測定機器更正費用とは別に、1回あたり314円×2食分が必要である。(190回とした場合 59,660円×2)

○現在の状況
 基準値以上放射性物質が検出されたことはない。

○所感
 放射性物質が基準値以下であることを確認した安心安全な給食を提供するためには有意義なことであると考えますが、専門機関でない検査のため参考としならず、近隣自治体で毎食検査をしているのは矢巾町だけであることから、実施回数は現在より減らしていくことや将来的には取りやめることも視野に関係部署で検討する必要があると考えている。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食残留農薬検査業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0820-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	検査業者
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	学校給食に使用する町内産食材の残留農薬検査を実施し、安心安全な給食の提供に寄与する。	
手段	検体を採取する。 委託業者に検査を依頼する。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	農薬検査実施数	件	2	2		
成果指標	残留農薬検出件数	件	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	残留農薬は検出されなかった。
事務事業内容の「効率性」	A	見積合わせを実施し、最小の経費で実施している。
実施に係る「緊急性」	A	食品の安全確認のため、学校給食法並びに学校給食衛生管理基準に基づき、定期的実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していない。

改善改革(案)

--

管理No.	0820-000	名称	学校給食残留農薬検査業務	予算額 (参考)	50千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------------	-------------	------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 安心安全な給食を提供するため、200項目の物質(農薬)が残留していないか検査を実施する。

○業務内容
 調理場から電話で検体回収を依頼する
 業者が回収した検体を検査し、結果を報告する。

○現在の状況
 残留農薬は検出されていない。

○所感
 学校給食衛生管理基準に基づき、引き続き残留農薬検査を実施していきたい。

関係する根拠法令等	学校給食法、学校給食衛生管理基準	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場消防設備点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0821-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理場勤務職員
意図	学校給食共同調理場の消防設備点検の実施 消防用設備等を定期的に点検し、結果を消防署長へ報告することが消防法第17条の3の3において義務づけられている。	
手段	業務委託契約の締結 委託業者による年2回の消防設備点検の実施	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	消防設備に異常は発生していない。
事務事業内容の「効率性」	A	令和2年度に委託業者を相見積もりで決めたことにより、経費節減が図られた。 長期継続契約を締結し、事務が効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	A	消防法第17条の3の3に基づき、機器点検を6カ月に1回、総合点検を年1回実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	消防設備点検回数	回	2	2		
成果指標	消防設備異常発生回数	回	目標値			
			実績値			
			目標値			
			実績値			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

<p>毎年契約手続きを実施している。 10年に1回消火器の更新が必要となる。前回は平成26年のため、令和6年のうちに行う必要がある。(15万円弱・消火器代、廃棄代、検査代)</p>
--

改善改革(案)

<p>長期継続契約を締結し、双方の事務手続きの軽減を図る。 令和5年度又は令和6年度に更新を行う必要があるため、財政部門と協議し、更新に伴う費用を捻出する。</p>
--

管理No.	0821-000	名称	共同調理場消防設備点検業務	予算額 (参考)	44千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	---------------	-------------	------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
調理場で火災等が発生した際に、調理場内の職員に危険を知らせることができるように、消防法に基づき保守点検を実施する。

○業務内容
矢巾町学校給食共同調理場の以下の消防設備等保守点検(2回実施)
消防機関に対する消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の提出
点検消防設備
自動火災報知設備
受信機 1台、スポット型感知器 差動式・補償式33台、スポット型感知器 定温式50台
煙感知器
2種3個、発信機 P型3台、電鈴 3台、表示灯 3個
消火器 13本
誘導灯 非常口20箇所
以上の内容を年2回実施(7月・1月)

○現在の状況
消防設備の異常は発生していない。

○所感
現在は異常は確認されていないが、経年劣化が進行していると考えられるため、点検等で指摘があった際には設備の更新等を行いたい。

関係する根拠法令等	消防法第17条の3の3	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					献立作成に関する事務	学校給食共同調理場	-	本木
管理No.		0822-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
維持

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童・生徒、教職員等
	受益者	児童・生徒、教職員等
意図	成長期にある児童生徒に対し、栄養バランスに配慮した給食を提供する。	
手段	学校給食実施基準に基づいた献立を作成する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	県から派遣された栄養教諭が献立を作成し、調理員と献立検討を行った。
成果に対する「有効性」	A	学校給食実施基準の値を満たす給食を提供した。
事務事業内容の「効率性」	A	栄養教諭と調理員が連携して献立を作成することで、円滑に業務が行われた。
実施に係る「緊急性」	A	成長期にある児童生徒に対し、栄養バランスに配慮した給食を継続的に提供するため。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	献立作成回数(4~3月)	回	12	12			
成果指標	エネルギー平均値(3~4月)	kcal	目標値	650	650		
			実績値	627.7	617.1		
	たんぱく質平均値(3~4月)	g	目標値	1.1☐32.5	1.1☐32.5		
			実績値	25.3	24.4		
	脂質平均値(3~4月)	g	目標値	4.4☐21.7	4.4☐21.7		
			実績値	19.3	18.9		

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

定められた給食費の中で、学校給食実施基準値を満たすために、食材の内容や量を見直し、献立を作成する必要がある。
 献立作成やそれに関わる作成書類が多いため、書類内容の改善や、分担を見直す必要がある。

改善改革(案)

納品業者から食材の見積もりを提出してもらい、価格と栄養価を考慮したうえで献立作成の参考にする。
 献立に関わる書類の一部を、調理員や事務員と分担する。

管理No.	0822-000	名称	献立作成に関する事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.25/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	------------	-------------	-----	------	----------	-----	-------------

- ① 主旨説明
 学校給食法に基づき、学校給食実施基準第四条(学校給食に供する食物の栄養内容)に定められた、「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」を満たす栄養バランスが整った学校給食を、児童生徒に提供する。献立作成は、県から派遣されている栄養教諭2名が中心となって実施している。
- ② 内容
 ・事前に各業者から情報を収集し、旬の食材や、地場産物、行事食等に関する食材の見積もりや組成表を取り寄せる。
 ・取り寄せた見積もりや組成表をもとに、給食提供月の前々月末までに献立案を作成し、献立検討委員会で詳細を検討する。
 ※ 献立を作成する際は、学校給食実施基準を満たす栄養バランスが整っているか、一食単価内で賄える材料費であるか、衛生的な工程・動線で調理ができるか、食物アレルギー疾患を有する児童・生徒に配慮した内容であるか他に、食に関する指導の手引きに示されている「食育の視点」(食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化)に留意する。
 ・献立表を作成する。
 ・給食提供が始まる前に、児童・生徒分の献立表を印刷する。(約2300枚)
 ・印刷した献立表を各学校を經由して、児童・生徒に配布する。
 ・印刷した献立表を、教育委員会、納入業者に配布する。
 ・作成した献立表を矢巾町のホームページへ掲載する。
 ・町内のスーパー(マックスバリュ矢巾店、ユニバース矢巾店、スーパーアークス矢巾店)に配布し、店内に掲示していただく。
- ③ 現在の状況
 ・A3両面刷りの献立表を、月に1枚×12か月分児童・生徒に配布している。
 ・学校給食摂取基準に対して、エネルギー平均値はやや少ないが、たんぱく質や脂質は基準を満たす内容の献立を提供している。
 ・献立作成や、それに関わる必要書類・作成書類が多く、献立表を作成するまでに時間がかかる。
 それに伴い、学校への配布が翌月の給食開始の直前になってしまう場合がある。
 ・児童生徒分の献立表の印刷(約2300枚)に、手間と時間がかかる。
- ④ 実施後の感想
 ・献立作成は栄養教諭の職務の一つであり、教育に関する脂質と栄養に関する専門性を生かした内容が期待されていると感じている。一日一日の献立が食に関する指導の生きた教材になるよう心掛けて、献立内容を検討したい。
 ・新型コロナウイルス感染症や、世界情勢の影響を受け、今後、献立作成には食材が十分に調達できるかどうか、現在の給食費で賄えるかどうか不安がある。
 ・献立を検討する際には、各納入業者の担当者や、生産者、調理員との打ち合わせも重要だと感じる。安心、安全な給食を届けられるよう、各業種の方々とよりよい協力体制を築いていきたい。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場空調設備保守点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0823-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理場職員、児童生徒、児童生徒保護者
意図	学校給食共同調理場内の温度及び湿度を適切な状況にするために使用する空調機器の点検の実施する。	
手段	業務委託契約の締結 年2回の空調設備点検及びフィルター清掃等の実施	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	空調設備点検回数	回	2	2		
成果指標	空調設備異常発生回数	回	目標値			
			実績値	常時発生	常時発生	
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	D	一部空調設備が故障しているため、点検を実施したとしても、常にエラーによる空調停止等が発生する。
事務事業内容の「効率性」	C	長期継続契約を締結し、効率的に事務は行われている。作業依頼から実施するまでの時間がかかることが難点である。
実施に係る「緊急性」	A	空調設備の異常が発生していることから、定期的の実施していく必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

点検報告に遅滞がある。

課題 (若しくは「問題」等)

設備の老朽化により、正常に稼働していない空調設備があるため、常時異常が発生している。
--

改善改革(案)

常時異常が発生している1系統を令和4年度に更新する。

管理No.	0823-000	名称	共同調理場空調設備保守点検業務	予算額 (参考)	471千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 学校衛生管理基準に基づいた気温湿度を保つために使用している空調機器が支障なく使用できるように保守点検を実施する。

○業務内容
 運転状況確認
 冷媒ガス漏れ点検
 蓄熱槽の水量確認及び調整
 圧縮機運転時間の確認
 電子膨張弁の動作確認
 サーミスタの点検
 異音・振動の確認
 フィルターの汚れ点検
 外部給気フィルターの点検・清掃
 以上の内容を年2回実施

○現在の状況
 空調機器の劣化もあり、何らかの異常が多々発生している。

○所感
 既に故障している機器は保守管理では改善できないため、修理や更新を計画的に実施し、抜本的に改善したい。
 委託業者の報告の遅延が見られるため、遅れがないように適切に指示をする。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食費システム保守管理事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0824-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町
	受益者	児童生徒、教職員等
意図	学校給食の提供のため、賄材料費管理に使用する学校給食費システムを適切に運用するため、保守管理の実施する。	
手段	保守業務契約の締結。 調理場の求めに応じて、随時システム保守やサポートを行う。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	システム保守及びサポート実施回数	22	9			
成果指標	プログラムエラー等発生回数	目標値				
		実績値	1	1		
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	学校給食法第11条第2項に基づき、学校給食提供のために実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	C	児童生徒の所属学校がシステム内で誤って設定される事案があったが、すぐに修正された。その他、調理場の要望に応じてシステムプログラム提供を受けた。
事務事業内容の「効率性」	B	入札マニュアルに基づいて事務が効率的に実施されている。
実施に係る「緊急性」	B	給食費収納を行うため、必要な都度メンテナンスを行う必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

今後、FD取扱い終了、口座振替一括納付、コンビニ決済、キャッシュレス決済などに対応する必要があることが考えられる。
 学齢簿システムが変更される場合は、これに合わせて給食費収納システムも変更が必要となる。

改善改革(案)

必要な場合は、委託業者や財政担当と協議してシステム改修を実施する。

管理No.	0824-000	名称	学校給食費システム保守管理事業	予算額 (参考)	396千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 賄材料費の納入書類、口座振替データ、納入金を管理するために用いる学校給食費システムを運用するための保守を行う。

○業務内容
 保守ソフトウェアは、「学校給食費ソフトウェア」及び「データベース」

- ・ソフトウェア保守の内容
 - サーバのログ確認
 - サーバのディスク容量確認
 - システム担当者からの問い合わせ対応
 - ハードウェア障害等によりデータ復元が必要になった場合のバックアップデータからの復元
 - 情報処理関連の最新技術動向
- ・Q&Aサービス
 - 委託者からの電話、FAXによる製品仕様、技術事項、オペレーションおよび障害に関する問い合わせに対し、調査・解析を行い、回答する。
 - 委託者からの問い合わせの件数に関しての制限はない。
 - 回答は、電話のほか、必要に応じてメール、FAX、文書で行う。
 - 委託者からの問い合わせの受付から回答まで、受託者の7営業日以内を原則とする。
 - 操作不明についての問い合わせには、必要に応じ、操作手順書等の送付を行う。
 - 解析の結果、原因が製品の不具合と判断された場合は、回避策の提示などを行う。
 - 解析の結果、原因がソフトウェアの不適合に起因し、受託者が必要と判断した場合に、不具合を修正した本製品を提供する。

○現在の状況
 システムの不具合が発生することがあるが、調理場の要望に応じて訪問対応やプログラム提供を随時受けている。

○所感
 小職以外の担当者となった場合に、使えないコマンドがあったり、初めて操作する担当者には理解しにくく、理解に時間を要するシステムであるため、学齢簿システムの変更と併せて更新することを考えたい。
 保守料金は、現在の業者が圧倒的に低コストではある。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食配送事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0825-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	配送業者
	受益者	児童生徒、教職員
意図	町内6小中学校へ調理した給食を配送するため。	
手段	トラックでの給食配送及び回収	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	配送にトラブルはなく、効率的に配送を実施している。
事務事業内容の「効率性」	B	経費節減及び業務の効率化を図るため、業務委託先を検討する必要がある。
実施に係る「緊急性」	A	各学校へ給食を提供するため、調理場稼働日に必ず実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	配送日数	日	197	197		
	配送のべ台数	台	546	543		
成果指標	配送に起因するトラブル発生件数	件	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

学校給食調理等業務委託に含めて行うこと(町長)

課題 (若しくは「問題」等)

当調理場の構造に合わせた配送車両を矢巾町が所有していないため、委託料が業者の言い値にならざるを得ない。 現在委託している業者以外に調理場にあった規格のトラックを所有していないため、他の業者に業務を委託することが難しい。
--

改善改革(案)

調理等業務委託に配送業務を含めて委託し、業務改善並びに経費節減を図る。

管理No.	0825-000	名称	学校給食配送事業	予算額 (参考)	13,167千円	必要人員	3.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	----------	-------------	----------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
調理場から給食を各学校へ届けるため、トラックで給食を配送する業務を委託する。

○業務内容

- ・給食配送日
共同調理場の稼働日
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに小中学校が夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日、臨時休校日等を除く。
- ・業務時間等
午前10時30分から午後3時まで。ただし、パン給食で指定する期日については、午前10時からとする。
走行距離は、1日あたり1台約33kmから38km程度(配送・回収含み)
- ・業務内容
調理済みの食缶等コンテナ及びパンを格納する。
格納したコンテナ及びパンを共同調理場から町内小中学校6校に配送する。
町立小中学校6校のそれぞれ指定する受入施設へ搬入し、コンテナ及びパンを定められた場所に車両から移送する。
給食終了後、使用済みの食缶等を格納したコンテナ及びパン箱を町立小中学校6校から共同調理場に回収する。
共同調理場が指定する回収場所に搬入し、コンテナ及びパン箱を定められた場所に車両から移送する。
毎日業務開始前に車両整備及び業務連絡を行い、業務終了後は共同調理場に備付けの報告書に1日の業務内容を記載する。

○現在の状況
町内に事務所がある配送業者に委託し、3台のトラックで配送を行っている。
トラックは、配送業者が所有している。

○所感
トラックの所有書が業者であるため、トラックの更新や燃料費高騰などの理由で業者の言い値で委託せざるを得ない状況であるため、令和4年度から調理業務委託に含めることで、費用節減と業務の効率化を図りたい。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食従事者腸内細菌検査業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0826-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
縮小

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	検査業者
	受益者	事務職員、調理員、洗浄員
意図	安心安全な給食を提供するため、各従事者の腸内細菌等の検査を行う。	
手段	検体を採取する。 委託業者に検査を依頼する。 何らかの陽性結果が出た場合には、出勤停止や消毒などの対応を行う。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	検査のべ件数	件	1,041	953		
成果指標	大腸菌等陽性件数	件	目標値			
			実績値			
	ノロウイルス陽性件数	件	目標値			
			実績値			

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	腸内細菌及びノロウイルスの陽性者はいなかった。
事務事業内容の「効率性」	A	見積合わせを実施し、最小の経費で実施している。
実施に係る「緊急性」	A	安心安全な給食を提供するため、学校給食法並びに学校給食衛生管理基準に基づき、定期的実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

年度末に業者選定をするため、年度当初の検査日程がタイトになっている。

改善改革(案)

委託開始を下半期からとし、かつ長期継続契約を締結することにより解決する。

管理No.	0826-000	名称	学校給食従事者腸内細菌検査業務	予算額 (参考)	1,344千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	---------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
安全な給食を提供するため、調理場等従事者の腸内細菌等を検査する。

○業務内容
検査項目
赤痢菌、サルモネラ菌(腸チフス、パラチフス)、腸管出血性大腸菌(O-26、O-111、O-157等)
ノロウイルス(流行期の10月から3月まで実施)
回収日は基本火曜日で、業者からの提案日を調理場で確認して決める。
午後1時以降に調理場及び各小中学校から業者が回収している。
随時検査分は、電話で個別に回収依頼をしている。
令和4年度からは事務職員と栄養教諭のみ検査実施となる。

○現在の状況
腸内細菌やノロウイルスは検出されておらず、安全な給食を提供できている。

○所感

関係する根拠法令等	学校給食法、学校給食衛生管理基準	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場自動ドア保守点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0827-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	共同調理場従事者等
意図	自動ドアを安全に使用し、事故を防止するため。	
手段	業務委託契約の締結。 委託業者による自動ドア保守の実施。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	点検回数	回	1	1		
成果指標	自動ドア不具合発生回数	回	目標値			
			実績値			
			目標値			
			実績値			

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	B	自動ドアの異常は発生していない。
事務事業内容の「効率性」	B	求められている点検が漏れなく実施されている。事務手続きも効率よく実施できている。
実施に係る「緊急性」	B	建築基準法第8条に基づき、維持保全に努める必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

一般的な自動ドアの寿命といわれている12年を経過している。(保守業者からの意見)

改善改革(案)

現状は異常はない事から、長寿命化に努めたい。

管理No.	0827-000	名称	共同調理場自動ドア保守点検業務	予算額 (参考)	88千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------------	-------------	------	------	----------	-----	-------------

<p>○趣旨(目的) 自動ドアを安全に使用し、不具合による衝突等の事故を防止するため、保守点検を実施する。</p> <p>○業務内容 点検部位 駆動装置、制御装置、扉懸架装置、操作部、検出装置 扉建具部、電気、総合動作、その他必要な部位 点検内容 1 各部の損傷、欠損の有無 2 各部の作動不良の有無 3 各部の結線状況 4 各部の異音、歪み、緩み等の有無 5 異常又は不良箇所の補正 6 各部の清掃 7 安価な消耗部品損傷等の取替等補修 8 その他の指示事項 以上の内容を年1回実施</p> <p>○現在の状況 自動ドアの異常は発生していない。</p> <p>○所感 保守業者の意見では寿命を超過している自動ドアであるが、現状は異常はなく、使用頻度も多くないことから、必要に応じた補修を行うことで長寿命化に努めたい。</p>									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係する根拠法令等	建築基準法第8条	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場蒸煮冷却機定期性能検査整備点検業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0828-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理員、児童生徒、教職員等
意図	性能検査の有効期間内に検査を行うことがボイラー及び圧力容器安全規則第67条で義務付けられているため、学校給食共同調理場の蒸煮冷却機定期性能検査整備点検を行う	
手段	整備の実施 定期性能検査の実施	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	ボイラー及び圧力容器安全規則に基づいた、ボイラー・クレーン安全協会による性能検査に適合している。
事務事業内容の「効率性」	A	厨房機器点検業務と蒸煮冷却機性能検査業務を統合し、かつ長期継続契約を締結したことにより、点検業務と事務手続きが効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	A	ボイラー及び圧力容器安全規則第67条に基づき、性能検査有効期限内に実施する必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	性能検査整備点検	回	1	1		
成果指標	性能検査不適合	目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

改善改革(案)

財政部門と協議しながら、使用不能とならないように修理を行う。

課題 (若しくは「問題」等)

蒸煮冷却機の各種部品の経年劣化が進行しており、修理には多額の費用がかかる。

管理No.	0828-000	名称	共同調理場蒸煮冷却機定期性能検査整備点検業務	予算額 (参考)	301千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	------------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
蒸煮冷却機を使用して和え物などの副菜を給食で提供するため、年1回蒸煮冷却機の性能検査を実施する。

○業務内容
機器整備の実施 蒸煮冷却機 2台
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会による性能検査の立会
年1回冬季休業中に実施

○現在の状況
ボイラー(蒸煮冷却機)の性能検査にすべて合格している。

○所感
性能検査に合格しているが、部品の経年劣化が進行しているため、合格基準に満たなくなる可能性があるため、優先箇所から修繕を実施していきたい。

関係する根拠法令等	ボイラー及び圧力容器安全規則	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	----------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食調理業務委託に関する事務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.				0829-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	調理委託業者
	受益者	矢巾町、児童生徒、児童生徒保護者、教職員
意図	学校給食調理業務の業務委託実施に係る事務手続き、プロポーザルを行い、矢巾町の給食の趣旨に一番こたえられる業者を選定する。	
手段	矢巾町給食調理委託選定委員会の開催 委託業者の選定	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	プロポーザルを適切に実施し、優良な業務委託先を選定した。
事務事業内容の「効率性」	A	会計年度事務職員の配置があったことにより、連絡調整及び事務手続きが円滑に行うことができた。
実施に係る「緊急性」	B	令和4年度から調理業務等委託を実施するため、比較的優先して実施する必要があった。

指標 (効果)

指標 (効果)				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	業者選定プロポーザル実施				1			
成果指標	業者選定プロポーザル実施	件	目標値		1			1
			実績値		1			
				目標値				
				実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

プロポーザルを実施するための事務量が多く、現在の人員で対応することが厳しいことが考えられる。

改善改革(案)

プロポーザルを実施する年度の事務職員を増員する等検討する。

管理No.	0829-000	名称	学校給食調理業務委託に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	1.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	------------------	-------------	--	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 小学校・中学校における学校給食(以下「学校給食」という。)は、教育の一環として重要な役割を担っていることから、今後矢巾町(以下「町」という。)における安全で安心な学校給食を安定的に確保していくため、民間の高い技術力や企画力、コスト意識等を活用して、矢巾町学校給食共同調理場及び学校給食を供給する学校(以下「調理場等」という。)の調理等業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。
 (プロポーザル実施要領より)

○業務内容
 他の自治体で実施されている調理業務委託の情報収集
 近隣の調理委託実施自治体への聞き取り調査
 調理業務委託に至るまでの計画の策定
 調理業務仕様書の作成
 プロポーザルの実施(選定委員会の開催)
 委託業者の決定
 委託業者との仕様詳細の協議

○現在の状況
 優良な調理委託業者を選定することができる。

○所感
 次回公募型プロポーザルを実施するにあたり、事務量が大幅に増加し、事務職員2名で対応するのは他業務もあり難しいため、会計年度事務職員を増員等検討する必要がある。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食食材細菌検査業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0831-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	検査業者
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	学校給食に使用する食材細菌検査を実施する。 検査結果を参考に、日々食品の取り扱いについての見直しを実施する。	
手段	検体を採取する。 委託業者に検査を依頼する。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	食材細菌検査実施件数	14	6			
	件					
成果指標		目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	B	食材の細菌検査を実施することで、安全な食材を使用していることを確認し、作業工程の見直しができている。
事務事業内容の「効率性」	A	見積合わせを実施し、最小の経費で実施している。
実施に係る「緊急性」	A	食品衛生管理のため、定期的にも実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していない。

改善改革(案)

管理No.	0831-000	名称	学校給食食材細菌検査業務	予算額 (参考)	17千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------------	-------------	------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 安心安全な給食を提供するため、食材の細菌を検査し、食材の安全性を確認又は検査結果を基に作業工程の見直しを実施する。

○業務内容
 調理場から電話で検体回収を依頼する
 業者が回収した検体を検査し、結果を報告する。

○現在の状況
 検査結果を基に安全性の確認や調理員への注意喚起、作業工程の見直しの材料として活用している。

○所感
 学校給食衛生管理基準に基づき、引き続き食材細菌検査を実施していきたい。

関係する根拠法令等	学校給食法、学校給食衛生管理基準	災害時優先度		概要説明資料
-----------	------------------	--------	--	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					食育に関する事務	学校給食共同調理場	-	本木
管理No.				0832-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童・生徒
	受益者	児童・生徒、児童生徒保護者
意図	生活状況に応じた、健全な食生活を実践する食習慣形成のため	
手段	町内各小中学校と連携し、計画的に食育指導を実施する	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法に基づき、県から派遣された栄養教諭が中心となって、各小中学校の担当教諭と計画を立て、食育指導を実施している
成果に対する「有効性」	A	各小中学校の担当教諭と感染症対策を相談した上で、直接的に訪問して食育指導を行うことができた。
事務事業内容の「効率性」	A	栄養教諭が中心となって食育指導を実施することで、ICTを活用することによって円滑に業務が行われた。
実施に係る「緊急性」	A	生活状況や成長度合いに応じた、健全な食生活を実践する食習慣形成のため。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	食育授業計画回数	回	34回	38回			
成果指標	食育授業実施率	% 目標値	1	1			
		実績値	1	1			
	食育訪問回数	回 目標値		72			
		実績値		19			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

<p>献立作成に係る業務と並行しているため、食育指導にかけられる時間が少なくならざるをえないこと。 すべての学年で授業をできていない学校があること。 給食の様子を見るため栄養教諭が学校を訪問する機会が少ないこと。</p>
--

改善改革(案)

<p>食育の推進を図るため、栄養教諭の加配を県教委に要望する。 全ての学年で食育の授業ができるよう働きかけを行う。 各学校に月1度以上訪問することを目標にし、各学級の課題を探り、献立作成や指導に活かしたい。</p>

管理No.	0832-000	名称	食育に関する事務	予算額 (参考)	1万円	必要人員	0.50/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	----------	-------------	-----	------	----------	-----	-------------

- ① 主旨説明
 学校給食法第十条(栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育における食に関する指導の全体的な計画を作成することとその他の必要な措置を講ずるものとする。)に基づき、食に関する指導の手引き(第二次改訂版)に沿って作成した、令和3年度各小中学校と連携した食育の全体計画のとおり指導を実施している。食育指導は、県から派遣されている栄養教諭2名が中心となって実施している。
- ② 食育指導の内容
 ・令和3年度各小中学校と連携した食の全体計画に沿った食育指導の実施
 徳田小学校:1~6年生 授業1回(年間)
 煙山小学校:2・4・6年生 授業1回(年間)
 2年生調理場見学1回(年間)
 不動小学校:1~6年生 授業1回(年間)
 2年生調理場見学1回(年間)
 矢巾東小学校:2・4・6年生 授業1回(年間)
 矢巾中学校:1年生 食育講演会1回(年間)
 矢巾北中学校:1年生 食育講演会1回(年間)
 ・令和3年度食育訪問指導回数(主に給食時間に学級を訪問し、直接的に指導を行った回数)
 6月:3回 7月:3回 8月:3回 9月:4回
 10月:3回 11月:2回 12月:1回
- ③ 現在の状況
 ・令和3年度各小中学校と連携した食の全体計画に沿った食育指導について
 各学校担当者の協力もあり、新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、計画通りに食育指導ができた。また、矢巾北中の食育講演会は、感染症予防に配慮し、リモートで行った。
 ・令和3年度食育訪問指導(主に給食時間に学級を訪問し、直接的に行う指導)
 各学校に月1度以上訪問指導することを目標にしているが、厨房内での業務が長引いたり、別の業務に時間を割かれたりすることが多く、現状での達成は難しい。
- ④ 実施後の感想
 食育訪問指導は、食育の授業・講演会の前後に行うことが多く、学級・学年の状況や課題を把握した上で指導をすることができ、効果的だった。
 課題点を改善し、食育訪問指導の回数を増やしていくことで、給食や食育、栄養教諭の存在が児童・生徒・教職員・保護者の方々にとって、身近な存在だと感じてほしいと思う。
 各学級へ指導に伺う際も、各学級の担任の先生方が協力的で、とても助かった。各学校の担当者が、忙しい中伝達役を担ってくださっていると感じた。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食食材発注事務	学校給食共同調理場	-	本木
管理No.		0833-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	業者、調理員
	受益者	児童・生徒、教職員、保護者等
意図	安心安全の地場産物を活用し、地域の特色や食文化が感じられる食農教育を重視した給食の提供に努める。	
手段	発注の際は、矢巾町産の食材を積極的に取り入れている。できるだけ地域の食材を提供するために、納品業者に協力してもらい、使用優先度を、矢巾町産→岩手県産→国内産→外国産としている。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	現在は、町の取り組みとして、納品業者が町産食材を納品する生産者と連携している。
成果に対する「有効性」	A	一昨年度と比較して、昨年度は地産地消率を維持している。
事務事業内容の「効率性」	A	食材の納品管理は、主に発注担当の栄養教諭(県から派遣)が行い、発注書や各業者から提出される組成表を照らし合わせて検品することで、問題なく業務が行われている。
実施に係る「緊急性」	A	地場産物の使用率については、令和2年度以前より向上を目指しているため。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	町内・県内産食材の紹介(毎月19日「食育の日」)	回	12	12			
成果指標	町内産割合	%	目標値	50	50	50	50
			実績値	50.1	54.4		
	県(町含)内産割合	%	目標値	60	60	60	60
			実績値	65.2	70.2		
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

生産者のとりまとめを納品業者が一括して行っているため、生産者の栽培環境を把握できていない。 生産者の高齢化、なり手不足による、持続的な町産食材の確保に不安がある。
--

改善改革(案)

町産食材を納品してくださっている生産者との交流の場を設け、意見交換を行い、より地産地消率の向上に努めたい。

管理No.	0833-000	名称	学校給食食材発注事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	------------	-------------	-----	------	----------	-----	-------------

- ① 主旨説明
 学校給食法第二条(学校給食の目標)の五(食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずること)、及び六(我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること)に基づき、令和3年度矢巾町学校給食共同調理場運営委方針の2「安全安心の地場産物の活用と郷土食・行事食等を積極的に取り入れ、画一的とならないメニューにより食の楽しみ・豊かさなど食文化が感じられる食農教育を重視した給食の提供に努める。」こととしているため、納品業者には町産食材を納品する生産者と連携してもらい、地場産物を積極的に取り入れた食材発注を行っている。発注業務については、県から派遣されている栄養教諭2名が中心となって実施している。
- ② 発注業務の内容
 ・納入業者に地場産物や地場産物を使用した加工品を給食に取り入れることについて問い合わせを行う。(発注から約二か月前に実施)
 ・納入業者から提案された食材について、見積もりを取り寄せたり、試作・試食を行ったりして、献立を検討する。
 ・献立検討会で、献立内容や使用食材について、調理員と工程・動線を確認し、献立を決定する。
 ・納入業者に発注を行う。(献立月の約一か月前に実施)
 (納入業者から、地場産物や地場産物を使用した加工食品を給食に取り入れられないか提案される場合もあるため、その場合は、積極的に献立に採用するよう心掛けている。)
- ③ 現在の状況
 ・令和二年度から食材の発注先が、JAシンセラから野菜は(株)昆松に、米は(農)室岡営農組合に変わったが、引継ぎや事前の打ち合わせを細やかに行うことで、問題なく目標値以上の地場産物を使用することができた。
 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、生産者との懇談会や報告会が開催は行っていないが、(株)昆松の担当者が生産者を取りまとめて、納品の協力を仰いでいる。
 ・地場産物を使用した加工食品を納入する業者も、矢巾町の農産物に対して理解があり、季節の野菜に適した加工や総菜を提案してくれている。
 ・各納入業者に対して、矢巾町学校給食共同調理場では地場産物を積極的に取り入れていることを呼びかけている。
- ④ 実施後の感想
 発注先が変わったことにより混乱が予想されたが、(株)昆松の担当者が生産者に対して丁寧な対応をしているため、スムーズに移行することができ、大変助かっている。
 現在は、懇談会や報告会を控えているが、状況を見て開催し、生産者からの意見も取り入れることで、地場産物を継続的に使用できる体制を整えたい。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					食器洗浄業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0834-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町
	受益者	児童生徒、教職員等
意図	児童・生徒等の給食提供に使用した食器の洗浄を行い、衛生的な状態の食器で給食を提供する。	
手段	返却された食器の洗浄。 洗浄した食器を消毒保管庫に収納、熱消毒。 配送された給食と併せて食器を準備。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給食提供日数	日	197	197		
	提供食数	食	401285	391559		
成果指標	異物混入件数 (洗浄起因による)	件	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	洗浄に起因する異物混入や食中毒は発生していない。
事務事業内容の「効率性」	B	洗浄作業の手順等の見直しをすることにより、作業効率を上げることができる可能性がある。
実施に係る「緊急性」	A	給食提供後に食器洗浄を必ず実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

洗浄作業効率の向上、安全性のさらなる確保

改善改革(案)

調理業務と併せて民間業者に洗浄業務を委託し、作業工程などを抜本的見直しを行うことで業務効率並びに安全性の向上を図る。

管理No.	0834-000	名称	食器洗浄業務	予算額 (参考)	8,559千円	必要人員	15.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------	-------------	---------	------	-----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 児童・生徒等の給食提供に使用した食器の洗浄を行い、衛生的な状態の食器で次の給食を提供できるようにする。

○業務内容
 町内6小中学校の洗浄員へのスケジュール連絡
 洗浄員の出退勤管理
 洗浄員欠員時の連絡調整

○現在の状況
 洗浄に関して問題は発生していない。

○所感
 特に問題は報告されていないが、洗浄作業工程を見直すことができれば、作業効率や食器洗浄の質が向上できると思われる。
 調理場外で勤務している職員のため、勤怠管理が非常に難しい。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場清掃事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0835-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理場従事者、児童生徒、教職員等
意図	日々の清掃ができない箇所を集中的に清掃し、衛生的な環境を維持する。	
手段	建屋外側や調理室内などの隅々まで清掃する。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	委託清掃実施回数	回	1	1				
成果指標	仕様書に基づいた清掃の実施	回	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	B	業務については求められている水準を満たしている。
事務事業内容の「効率性」	B	経費節減の観点から複数社見積を実施した。
実施に係る「緊急性」	C	法定となっていないが、年1回は実施したい。

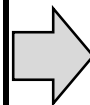


住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)



課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していない。



改善改革(案)

管理No.	0835-000	名称	共同調理場清掃事業	予算額 (参考)	468千円	必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	-----------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
日々の清掃ができない箇所を集中的に清掃し、調理場建屋内外の衛生的な環境を維持する。

○業務内容
清掃箇所
調理室、玄関、事務室、西側窓ガラス、洗浄室窓ガラス、窓枠清掃(見学室、排煙窓含む)
調理室内及び検収室、下処理室並びに洗浄室内の蛍光灯清掃(HACCP対応ダウンライト、直付パネル型、富士型)
調理室内壁清掃(高さ2m以上の部分)
ダクトフード・グリスフィルター清掃
吸排気噴出し口清掃
備考) 調理室とは、非汚染区域を指し(和え物室、調理室、揚物・焼物・炊飯調理室、器具洗浄室、配膳室)
以上の箇所の清掃を年1回夏季休業中に実施する。

○現在の状況
清掃実施状況は今まで良好である。

○所感
調理場職員では清掃を行うことができない高所部やダクトフィルターなどの清掃は難しいため、年1回は実施していきたい。

関係する根拠法令等	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場貯水槽及び貯湯槽洗浄消毒業務	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0836-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	委託業者
	受益者	調理場従事者、児童生徒、教職員等
意図	学校給食共同調理場の貯水槽及び貯湯槽洗浄消毒を実施し、安全な水を給食調理や洗浄作業に使用できるようにする。	
手段	委託業者により、貯水槽及び貯湯槽洗浄消毒作業を実施。作業後に水質状況の確認。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	貯水槽及び貯湯槽清掃消毒実施回数	回	1	1		
成果指標	水質異常発生回数	回	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	A	調理場で使用する水に異常は発生していない。
事務事業内容の「効率性」	A	入札マニュアルに基づいて事務を効率的に実施している。
実施に係る「緊急性」	A	貯水槽清掃及び検査を1年以内に行うことが水道法第34条の2、水道法施行規則第55条及び第56条において義務付けられている。



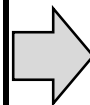
住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--



課題 (若しくは「問題」等)

特に問題は発生していない。



改善改革(案)

--

管理No.	0836-000	名称	共同調理場貯水槽及び貯湯槽洗浄消毒業務	予算額 (参考)	116千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	---------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 学校給食共同調理場の貯水槽及び貯湯槽洗浄消毒を実施し、安全な水を給食調理や洗浄作業に使用できるようにする。

○業務内容
 設置水槽
 貯水槽 ステンレス製2槽式 45m³、貯湯槽 ステンレス製・電気昇温式・開放型・使い切り方式 30m³
 作業内容
 排水完了と同時に第1回高圧洗浄及び残水処理
 第1回洗浄終了と同時に槽内附属設備機器の点検
 第2回洗浄及び残水処理
 100ppm次亜塩素酸ナトリウム溶液で第1回消毒
 30分後第2回消毒
 残水処理機で完全排水後、30分後に水張開始
 機器類の復旧、調整
 残留塩素測定及び色、濁り、臭気、味の検査
 以上の内容を年1回夏季休業中に実施

○現在の状況
 貯水槽貯湯槽の洗浄消毒は、今まで適切に実施されており、水質に異常は発生していない。

○所感
 法定となっている業務であることから、今後も適切に洗浄消毒業務を実施していきたい。

関係する根拠法令等	水道法第34条の2、水道法施行規則第55条及び第56条	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	-----------------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					共同調理場周辺環境維持事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0838-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、近隣住民
意図	調理場周辺の環境整備を行い、景観維持を図る。 昆虫等の温床となる草地を少なくすることで、異物混入の防止に寄与する。	
手段	刈払い機などで調理場敷地内や付近法面の雑草を刈り払う。 除草剤を散布し、初期成育雑草を駆除する。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	刈払い及び除草剤散布実施回数	4	14			
成果指標	住民などからの指摘回数	目標値				
		実績値	1			
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食実施に必要な施設であることから、矢巾町が適切に管理する必要がある。
成果に対する「有効性」	C	刈り払いや除草剤散布などで雑草を処理し、植物の定植などにより景観維持に努めたが、過去に町長や監査委員会から刈払いについての指摘があった。
事務事業内容の「効率性」	C	業務の合間をみて実施していることや、実施する者の技術にもよるため、効率よく行うことが難しい。
実施に係る「緊急性」	B	刈払いに関して指摘がある状況のため、早めに対応する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

雑草が伸びたらすぐに刈り払ってほしい。 法面には除草剤散布はしないでほしい。

課題 (若しくは「問題」等)

業務の状況によっては、刈払いや除草剤散布が行うことができない。 使用できる機械や薬剤に制限がある。
--

改善改革(案)

調理業務委託と併せて周辺環境維持を業務委託をすることにより、雑草類の初期防除が今までより行うことができ、かつ職員の負担軽減につながる。 業務委託で実施できない部分については、今までとおり職員が実施する。
--

管理No.	0838-000	名称	共同調理場周辺環境維持事業	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
<p>○趣旨(目的) 矢巾町が設置し、学校給食実施に必要な施設であることから、矢巾町が適切に管理する。</p> <p>○業務内容 調理場周辺の草地、砂利地の雑草刈払い並びに除草剤散布 冬季間の降雪時の除雪作業 その他景観及び環境維持</p> <p>○現在の状況 必要に応じて、調理場職員が法面等刈払いや敷地内除雪を行っている。</p> <p>○所感 現在所属の職員は、刈払いなどに用いる資格や機械を所持しているが、全ての職員がこれに該当するわけではないため、移動してきた職員でも対応できる状態にする必要があると感じている。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学校給食提供事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		0839-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
改善

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童生徒、教職員等
	受益者	児童生徒、児童生徒保護者、教職員等
意図	児童・生徒の食育に繋がる安全安心な給食を提供する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の調理 ・地場産物の活用 ・食文化を継承するための行事食等の提供 ・教科と関連する献立の提供 	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	給食提供日数	日	197	197				
	提供食数	食	401285	391559				
成果指標	地産地消率	%	目標値	50	50	50	50	50
			実績値	50.1	54.4			
	調理場が起因する学校給食停止回数	回	目標値					
			実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	B	児童・生徒の食育に繋がる安全安心な給食を提供することができ、効果が得られていると考えている。
事務事業内容の「効率性」	B	調理員の人員不足など改善が必要な点があるが、おおむね効率的である。
実施に係る「緊急性」	A	児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、常に実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

調理作業効率の向上、安全性のさらなる確保
町産農産物生産者の高齢化

改善改革(案)

民間業者に調理業務を委託し、作業工程などを抜本的見直しを行うことで業務効率並びに安全性の向上を図る。
地元生産者の新規募集、掘り起こしの実施

管理No.	0839-000	名称	学校給食提供事業	予算額 (参考)	132,335千円	必要人員	14.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	----------	-------------	-----------	------	-----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 安心安全な学校給食を安定的に児童生徒等へ提供する。

○業務内容
 町内6小中学校へ提供する学校給食(約2,300食)の調理
 返却された食缶、調理機器及び調理器具の洗浄
 調理作業後の調理室等の清掃並びに消毒
 給食に使用する食材の検収

○現在の状況(R3)
 提供日数 197日 提供食数 391,559食
 実施体制 調理員(正)4名
 調理員(会)10名

○所感
 正職員及び会計年度任用職員調理員の退職により、人員が不足が生じており、安心安全な学校給食の提供に影響が出始めている。
 令和4年度から開始する学校給食調理等業務委託により人員状況など改善したい。

関係する根拠法令等	学校給食法、学習指導要領	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	--------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					食数管理業務	学校給食共同調理場	-	川村 雄
管理No.		0840-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	児童・生徒、教職員等
	受益者	児童・生徒、教職員等
意図	必要となる各小中学校児童・生徒及び教職員等の給食提供数を確認する。	
手段	食材発注の基本となる日々の正確な食数の把握	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	給食提供日数	日	197	197		
	提供食数	食	401285	391559		
成果指標		目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	D	町が実施する必要性があるわけではないが、外部(学校)が実施する必要もないため、不明確である。
成果に対する「有効性」	C	学校と調理場の情報共有がうまくできていない部分が多々あるが、給食を提供できている。
事務事業内容の「効率性」	C	計画表の提出をExcelによりデータ化し、食数管理も表計算ソフトを用いて実施できており、以前より効率的になっているが、教員がExcelデータを誤って壊してしまうことによるトラブルが多々
実施に係る「緊急性」	A	学校に必要な給食数を提供するため、優先して行う必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

食数管理を実施するべきところが行政なのか学校なのか規定がないため、不明確である。
 町では学校の状況が分からないが、学校に業務を負担させるのは望ましくない。
 大半の教職員の食数が調理場では把握できない。

改善改革(案)

町と学校の業務負担が少なく、かつ正確に食数を管理できる方法を検討する。

管理No.	0840-000	名称	食数管理業務	予算額 (参考)		必要人員	2.00/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------	-------------	--	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
必要とされている給食数を各小中学校へ提供するため、食材発注の基本となる日々の正確な食数の把握する。

○業務内容
各小中学校児童・生徒及び教職員等の食数を各学校の給食担当教諭から報告を受け、報告数に応じた食材を発注する。
※県から派遣されている栄養教諭2名が行っている。

○現在の状況
調理場に県所属の栄養教諭2名が対応にあたっている。

○所感
学校の食数報告が正確でないことがあるため、誤って給食を提供したり出来なかつたりするような事案があるため、学校で食数を管理して報告してほしいという思いがあるが、学校の業務負担を増やしてしまうことは適切でなく、かといって栄養教諭が実施すると食育や献立作成などの業務に支障がでるため、解決方法が見当たらずに困っている。

関係する根拠法令等	学校給食法、学校給食実施基準	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	----------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					食器更新事業	学校給食共同調理場	-	川村
管理No.		1806-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	業者
	受益者	調理場従事者、児童生徒、教職員等
意図	児童生徒、教職員等が使用する食器が劣化や傷にデンプン質などが残留しやすくなるため、衛生的な状態を保つため更新する。	
手段	食器の衛生を保つため、数年に1回食器を更新する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	学校給食法の実施に必要な施設、設備、人件費は、学校給食法第11条第1項の規定に基づき、義務教育諸学校設置者である町が負担することとされている。
成果に対する「有効性」	E	実施していないため評価できない。
事務事業内容の「効率性」	E	実施していないため評価できない。
実施に係る「緊急性」	C	今年度は実施しない。 前回更新は平成27年度(2015)であるため、経年劣化を考慮して令和7年度(2025)までには食器及び箸の更新を行いた

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	食器更新数					
	枚					
成果指標		目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

更新するにあたり、前回更新の際の価格を参考にすると11,670千円ほど要することから、更新費用をどのように捻出するか。

改善改革(案)

食器更新を小学校と中学校で年度を分けて実施するなど、一時的な財政負担を分散する方法を検討する。

管理No.	1806-000	名称	食器更新事業	予算額 (参考)		必要人員	0.01/人・年	部署名	学校給食共同調理場 -
-------	----------	----	--------	-------------	--	------	----------	-----	-------------

○趣旨(目的)
 児童生徒、教職員等が使用する食器が劣化や傷にデンプン質などが残留し、細菌が繁殖しやすい状況になってしまうため、食器を更新して衛生的な状態を保つ。

○業務内容
 食器及び箸の更新を実施する。
 購入にあたっては競争入札が考えられる。
 スプーンの更新は、使用頻度が低いため、別に実施する。

○現在の状況
 デンプン質の残留検査の結果を踏まえ、今すぐに更新を実施する必要はないと判断されている。

○所感
 食器更新が必要となった場合、これに係る財政負担は多くなることから、分散して更新するなど策を検討したい。

関係する根拠法令等		災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--	--------	-------------	--------